

# LEGAL REPORT

## 「下請いじめ対策～下請法を中心として～」

2008.12.1



猪木・手島法律事務所  
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月  
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13. 岡山弁護士会住宅紛争  
審査会・紛争処理委員  
登録

H14.02.01 ～岡山県建設工事紛争  
審査委員

H17.04. 岡山弁護士会副会長

H18.05. ～日弁連 ADR 委員会委  
員

H18.08. ～手島弁護士と事務所合  
併「猪木・手島法律事  
務所」に

### ■ はじめに

下請代金支払い遅延等防止法（いわゆる「下請法」）をご存知でしょうか。

親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律です。

この法律は、2003年に改正され規制対象範囲が拡大されたこと、違反内容や違反行為者名が公表されるなど運用が強化されたことにより、パワーアップされたと言ってよいでしょう。

そこで、この法律を中心に、下請いじめにあった時の対応をご紹介いたします。

### ■ 下請法の対象となる下請け取引とは何か

まず、御社の取引が、この法律の適用対象となる下請け取引に該当するの可否かを調べる必要があります。

適用対象となる下請け取引は、①事業者の資本金と、②取引の内容の両面から定められています。

①の詳細は省略しますが

資本金が多い会社から少ない会社に依頼するというイメージで適用要件が定められています。

②については、

「製造委託」

「修理委託」

「情報成果物作成委託」

「役務提供委託」

の4つの取引タイプのいずれかに該当することが必要です。なお、「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」は2003年改正で対象となりました。

以上、細かいことは、中小企業庁のホームページにわかりやすい資料が掲載されていますので、参照してください。

### ■ 親事業者の禁止行為

下請法は、親事業者の禁止行為を11項目定めています。この中で、比較的違反の多いもの、重要なものを重点的に説明します。

#### ① 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

違反が最も多いのは、下請け代金の減額とされています。

親事業者は発注時に決定した下請代金を、コスト削減のための「協力費」「値引き」などとして、「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に一方的に減額すると下請法違反となります。

#### ② 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」として下請法違反になります。

一方的な代金を指定する指値により通常支払われる対価より低い金額で請け負い代金を定めるなどがこれに該当する可能性があります。

#### ③ 購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)

親事業者が、下請業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品(自社製品を含む)・原材料等を強制的に下請業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請業者に利用させて対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、下請法違反となります。

#### ④ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)

親事業者は物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となります。

そして、その支払期日までに支払われなかった場合は、物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払いをする日までの期間について、その日数に応じ年率14.6%の遅延損害金を支払う義務があります。

その他、以下の禁止行為が規定されています。

#### ⑤ 受領の不当拒否の禁止 (第4条第1項第1号)

#### ⑥ 不当返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)

#### ⑦ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)

#### ⑧ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)

#### ⑨ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第4条第2項第4号)

#### ⑩ 下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことに対する報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)

#### ⑪ 親事業者が下請け業者に有償で支給した原材料等

の対価を下請代金の支払期日より早期に決済することの禁止 (第4条第2項第1号)

#### ■ 対策

これら、禁止行為違反に困られたら次の対応策があります。

1) 公正取引委員会に報告する。岡山の場合は、以下が相談の窓口です。

近畿中国四国事務所中国支所 下請課

電話 082-228-1501

公正取引委員会は、違反している親事業者に対し、勧告をし、会社名を公表することがあります。勧告に至らない場合であっても、親事業者に対し改善を強く求める警告を行っているようです。

2) 「下請けかけこみ寺」で話し合いによる解決を図る。

これは、平成20年4月から開始された国の委託事業です。各都道府県に登録された約180名の弁護士が、話し合いのあっせんを行います。

岡山での連絡先は以下のとおり。

(財)岡山県産業振興財団

電話 086-286-9670

受付時間 8:30 - 12:00

13:00 - 17:30

2008.12.1